

公募要領

1. 業務名称

「令和 8 年度 公共施設太陽光設置 KOBE2030 委託業務」

2. 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

別紙「仕様書」のとおり

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり ※仕様書は、委託契約時に基本となる仕様書とするが、採択された企画提案書の内容を踏まえ、調整のうえ、確定する。

(3) 事業規模（契約上限額）

金 148,900 千円（消費税及び地方消費税込）

① 令和 8 年（2026 年）度 124,900,000 円（消費税及び地方消費税込）

② 令和 9 年（2027 年）度～令和 28 年（2046 年）度 24,000,000 円（消費税及び地方消費税込）※

※20 年間均等払いとする

(4) 契約期間

契約締結後～2047 年 3 月 31 日

(5) 費用分担

請負人が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、すべて契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則（昭和 39 年規則第 120 号）の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

本市の検査を経て、請負人の請求に基づき、支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙「委託契約書頭書（案）」及び「委託契約約款」参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に請負人が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月市長決定）に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4. 応募資格（資格要件を満たさない場合は、応募を無効とする）

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 当該委託業務の実施に必要な組織、人員、設備、技術・能力等を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (3) 令和 8 年度神戸市競争入札参加資格（工事請負または物品等）を有すること。
- (4) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等、神戸市契約事務等からの暴力団排除に関する要綱に基づく除外措置（以下「除外措置」という。）を受けていないこと。
- (6) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる事業者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続きまたは再生手続きを行っている事業者でないこと。
- (8) 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む））及び神戸市税に滞納がないこと。
神戸市の希望する日時・場所に打ち合わせが出来るような体制がとれ、緊急対応時の迅速なやりとりが可能であること。
- (9) 応募の構成員は、単独企業とする。
再委託先を必要とする場合には、可能な限り地元企業に発注するように配慮すること。
また、事前に市に承諾を得ること。

5. スケジュール

公募要領の配布開始日	2026 年 4 月 1 日（水）
参加申請関係書類の提出期限	2026 年 4 月 14 日（火）17 時まで（必着）
現地調査の受付期間	2026 年 4 月 1 日（水）～14 日（火）
現地調査期間	2026 年 4 月 2 日（木）～17 日（金）
質問書の提出期間	2026 年 4 月 1 日（水）～17 日（金）
質問書に対する回答	2026 年 4 月 24 日（金）（予定）
応募書類の提出期限	2026 年 4 月 27 日（月）～5 月 18 日（月）17 時まで（必着）
辞退の受付期間	2026 年 5 月 18 日（月）17 時まで（必着）
企画提案審査会の開催	2026 年 5 月下旬 ※詳細は応募者に別途通知
選定結果通知・公表	2026 年 5 月末（予定）
契約締結・事業開始	2026 年 5 月末（予定）

6. 応募手続き等に関する事項

- (1) 実施要領等の交付

交付開始	2026 年 4 月 1 日（水）
	①公募型プロポーザル実施要領（本書）

交付書類	②仕様書 ③契約書（案） ④各種様式
交付方法	以下神戸市ホームページにて掲載 https://www.city.kobe.lg.jp/a73498/ondanka/20260401.html ※直接配布、郵送等による配布は行わない。

(2) 参加申請手続き

受付期間	2026年4月1日（水）から2026年4月14日（火）17時まで
提出書類	①（様式第1号）参加申込書 ②（様式第2号）誓約書 ③（様式第3号）法人・団体概要（法人・団体のパンフレット等があれば、要添付） ④直近の年度の決算書（任意様式） ⑤法人登記簿謄本（又は履歴事項全部証明書）（写しでも可。） ⑥法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、区市町村税の各納税証明書（直近1年分、写しでも可。） ※滞納がないことを証明する納税証明書によること。 ※当該区市町村において、上記様式等がない場合は各区市町村民税の納付を称する証明書様式にて提出すること。 ⑦（様式第4号）神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書 ※神戸市の入札参加資格がある場合は⑤⑥⑦の提出は省略可。 ※⑤⑥については提出時点で発行日より3か月以内のものとする。
通知	参加申請書類受理後、秘密保持誓約書の様式を送付します。図面等の資料の配布を希望する場合は、必要事項記載の上、以下メールアドレスに提出すること。 eco_office@city.kobe.lg.jp

(3) 現地調査の受付

受付期間	2026年4月1日（水）から2026年4月14日（火）17時まで
提出書類	（様式第5号）現地調査申込書 希望多数の場合など、調査個所を制限させて頂く可能性があります。また、必ずしも希望通りの調査個所とはならない場合があります。
提出方法	参加申請書類受理後、現地調査が必要な場合は、受付期間内に必要事項記載の上、以下メールアドレスに提出すること。 eco_office@city.kobe.lg.jp

(4) 質問の受付

受付期間	2026年4月1日（水）から2026年4月17日（金）17時まで
提出書類	（様式第6号）質問書
提出方法	受付期間内に必要事項記載の上、以下メールアドレスに提出すること。 eco_office@city.kobe.lg.jp

	<p>参加者全員に対して、2026年4月24日（金）頃までに電子メールにより回答する。 ※面会又は電話による質問は受け付けない。 なお、質問書への回答を以て、本公募要領及び仕様書の補完とする。</p>
--	--

(5) 応募書類の提出

受付期間	2026年4月27日（月）から2026年5月18日（月）17時まで
提出書類	<p>①企画提案書（任意様式）</p> <p>【様式】A4版（縦横自由）で作成し、PDFデータに変換すること。表紙、目次をつけ、表紙、目次以外の各ページには一連のページ番号を記載すること。</p> <p>【記載必須項目】</p> <p>ア) 本業務実施に対する基本方針 イ) 本業務実施にあたっての人的な推進体制や具体的な進め方 ウ) 仕様書の業務項目に関する提案内容・セールスポイント <u>（採点基準に基づき明確に記載すること）</u></p> <p>エ) 本業務の実施スケジュール オ) 使用する機器等</p> <p>※提案内容は、必ず実施可能な範囲で記載すること。ただし、契約締結に向けた仕様書等の事前協議によっては、一部、提案のとおりを実施しない場合がある。 ※提案内容は、受託候補先確定後、再度、市と詳細を協議して決定する。</p> <p>②見積書（任意様式）</p> <p>【様式】 A4版（縦横自由）で作成し、PDFデータに変換すること。</p> <p>【備考】</p> <p>ア) 作業項目ごとに詳細の内訳を明記すること。 イ) 本業務の履行のために使用する機材等一式は受託事業者の責任と費用により調達（事業費に計上）すること。 ウ) 見積金額は、①令和8年（2026年）度と②令和9年（2027年）度～令和28年（2046年）度合計を別々に記載すること。それぞれの税込価格は契約上限額を超えないこと。また、各費用について税抜価格、消費税額、税込価格を記載すること。</p>

(6) 辞退をする場合

受付期間	2026年4月1日（水）から2026年5月18日（火）17時まで
提出書類	（様式第7号）辞退届出書
提出方法	<p>辞退を行う場合は、受付期間内に必要事項記載の上、以下メールアドレスに提出すること。なお、受付期間内の辞退によるペナルティは無いものとする。</p> <p>eco_office@city.kobe.lg.jp</p>

(7) 注意事項

応募者が次の事項に該当した場合は失格とする。

- ①本公募要領に定める手続きを遵守しない場合。
- ②応募書類に虚偽の記載をした場合

(8) 上記(2)～(4)の提出先・提出方法

本要領「8(2) 問い合わせ先」のメールアドレスまで、電子メールで送付すること。

※直接提出、郵送等による提出は受け付けない。

7. 選定に関する事項

(1) 選定方法

①提出された事業企画書・提案等について、見積価格のみならず、当該業務への適合性、業務完遂能力などの内容点を評価する企画提案方式により、2026年5月下旬頃(予定)に神戸市役所にて行う企画提案審査会での審査をもとに受託候補者を決定する。

②企画提案審査会の日時等については、参加申請者に対し後日案内を送付する。

(2) 企画提案審査会

①応募者は、提案事項の内容説明(プレゼンテーション)を行い、その後、審査員からの質疑を受ける。1団体につき説明時間は40分以内とし、審査員からの質疑時間は20分程度とする。なお、企画提案審査会の出席は原則3名までとする。

②提案内容にあたり、スクリーンは神戸市が用意し、応募者がその他機材を必要とする場合はそれを用意すること。

③審査項目及び配点 評価基準(案)

区分	評価項目	評価項目の評価ポイント	配点
設置にか かる 技術 提案 に 関 する 事 項	① 設備規模・自家消費量・経済的メリット	各施設の自家消費量など経済的メリットを最大化する工夫がなされているか。発電設備の容量(太陽光発電設備の出力等)は対象施設にあった適当なものとなっているか。	20点
	② 設備の仕様・設計	設備の仕様等・風圧、積雪、地震等に耐えうる構造であり、かつ想定される各種荷重に対して安定性が確保されており、安全性が高い仕様・工法となっているか。また、対象施設の特徴を踏まえたものになっているか	10点
		使用する材料は安定調達(国産品の使用など)に考慮がなされているか。	15点
③ 工期・工事の安全性	無理のない工期設定となっているか。 施設の運営や現場周辺への環境に配慮がなされているか。安全対策は十分に行われているか。 メンテナンスのしやすさにも配慮されているか	10点	
事業 継続 性 ・ 維持 管理 に 関	④ リスクの管理	事業期間中に発生するリスク管理(緊急時の対応、故障発生時の機能回復、責任範囲の明確化、品質保証、年次点検内容等)について、十分な提案になっているか。	10点
	⑤ 実績・経営力	公共施設での設置実績や維持管理実績があるか 会社の概要・事業の安定性はあるか。	5点
	⑥ その他	データ等の管理・評価がなされているか。	10点

する事項		付加価値提案など	
その他	⑧地元点	地元企業（本社所在地が市内）の場合 10点 準地元企業（市店等が市内にある場合） 5点	10点
	⑨価格点	・イニシャル評価（最低入札額÷入札額）×8 ・維持費評価（最低入札額÷入札額）×2 *小数点第一位以下四捨五入	10点
合計			100点

⑤審査員1人につき100点を持ち点とし、審査員5人の合計500点満点で評価した点数を評価点とする。

⑥企画提案審査会における審査は、上記に示した審査項目について採点し、評価点が最も高い団体を受託候補者とする。ただし、最も評価点の高い団体が最低評価点（審査員5人の合計が250点）に満たない場合は、受託候補者を選定しないこととする。

⑦審査は受託候補者の優先順位を決定するものであり、審査の結果、優先順位が最も高い受託候補者と本市による協議のうえ、提案内容の見直しを行うものとする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 審査員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- ② 他の応募者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと
- ③ 受託候補者選定終了までの間に、他の応募者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- ⑥ 企画提案書及び見積書等の応募書類が提出期限を過ぎて到着したとき
- ⑦ 見積書に記載の見積金額が本実施要領に定める契約上限額を超過しているとき

8. その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ① 応募書類の提出に係るすべての費用については、応募者の負担とする。
- ② 提出書類等の返却はしない。なお、神戸市は必要な範囲において、提出書類等を複写する場合がある。
- ③ 提出書類等は、候補者の選定後、神戸市情報公開条例（平成13年7月条例第29号）第10条に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ④ 期限後の提出書類の差替え及び再提出は一切受け付けない。
- ⑤ 提出書類等に対し、必要に応じて神戸市よりヒアリングを実施する場合がある。
- ⑥ 参加申請後に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止または神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 問い合わせ先

〒651-0086 神戸市中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザ EAST 3階

神戸市環境局脱炭素推進課 温暖化防止担当

電話：078-595-6213 メールアドレス：eco_office@city.kobe.lg.jp

受付時間：土日祝日を除く平日9時～17時（12時から13時までを除く）